

市場化テストを含む民間開放要項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第12条4項、防衛庁設置法第5条第25号及び第42条、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第3条及び第10条	在日米軍の我が国における労務の需要は、日米地位協定第12条第4項により、日本国の当局の援助を得て充足されることとなっている。これを受け、国が労働者を雇用し、その労務を在日米軍に提供する、いわゆる間接雇用方式を採用しており、この方式による労務提供を実施するため、国(防衛施設庁)と合衆国政府(在日米軍)との間で労務提供契約を締結している。労務管理等事務のうち、労働契約の締結、人事の決定等の事務については、防衛庁設置法第5条第25号及び第42条に基づき、国(防衛施設庁)が、個々の駐留軍等労働者の雇入れ、人事の実施等の手続に係る事務については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第10条に基づき独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が、それぞれ実施している。	C	-	駐留軍等労働者の労務管理等事務は、駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」といふ。)が行うものも含め、我が国の安全保障に必要不可欠な在日米軍の日々の活動に密接に関わる事務であり、合衆国政府(在日米軍)と国(防衛施設庁)との間で締結された労務提供契約に基づき、国(防衛施設庁)長官によって代表される日本政府が責任をもって実施しているものである。当該事務の実施主体が民間企業となる場合、同契約の当事者である合衆国政府(在日米軍)が当該企業を国と同様に、労務管理等事務を実施する対等の立場の当事者として認識する必要があるが、この場合、当該企業が合併等により消滅する等の可能性も否定されないなど、当該事務の確実な実施が法的に担保されないこととなり、場合によっては、在日米軍の活動に重大な影響を及ぼすこととなる。なお、在日米軍は、機構が実施している当該事務は、本来的に政府が担うべき性質のものであり、機構の職員の場合は、高い水準の服務・倫理規定に裏付けられる国家公務員であることが在日米軍の利益に通じているとの見解を示している。また、駐留軍等労働者の勤務する在日米軍施設は、我が国と異なる労働環境下により、その労務管理等事務は、3つの労務提供契約により労務提供に関する具体的な条件が詳細に決められ、その職種も細分化(約1300種)されているなど、複雑かつ特殊である。加えて、当該事務は、長年にわたり国(防衛施設庁)と都県(機関委任事務、法定受託事務)とが一体となって実施してきたことであり、その間の駐留軍等労働者の人事措置に関する米側及び駐留軍等労働者双方からの要求等について、その制度双方と調整し処理してきたことを通じて形成された三者の信頼関係を基礎として、平成14年4月から機構が防衛施設庁と一体となって、継続的かつ確実に実施してきた。民間企業が直ちに滞りなく当該事務を実施することは困難と見料される。更に、我が国の有事の際には、在日米軍に対し緊急に労務の提供を行うこととなり、当該事務についても、在日米軍の所要に応じ迅速かつ柔軟に実施しなければならないことから、これを確実に担保できる体制を確保する必要がある。以上のことから、当該事務を民間開放すること及びこれにつながる市場化テストの対象とすることはできない。		zB060001	防衛庁	労務管理・給与・福利厚生に関する業務	5059	5059B013	1	市場化テスト推進協議会	13	労務管理・給与・福利厚生に関する業務	当該独立行政法人の全業務を市場化テストの対象とされたい。	労務管理・給与・福利厚生が主な業務であり、これらは民間で十分に受託可能である。	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第12条4項、防衛庁設置法第5条第25号及び第42条、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第3条及び第10条	在日米軍の我が国における労務の需要は、日米地位協定第12条第4項により、日本国の当局の援助を得て充足されることとなっている。これを受け、国が労働者を雇用し、その労務を在日米軍に提供する、いわゆる間接雇用方式を採用しており、この方式による労務提供を実施するため、国(防衛施設庁)と合衆国政府(在日米軍)との間で労務提供契約を締結している。労務管理等事務のうち、労働契約の締結、人事の決定等の事務については、防衛庁設置法第5条第25号及び第42条に基づき、国(防衛施設庁)が、個々の駐留軍等労働者の雇入れ、人事の実施等の手続に係る事務については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第10条に基づき独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が、それぞれ実施している。	C	-	駐留軍等労働者の労務管理等事務は、駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」といふ。)が行うものも含め、我が国の安全保障に必要不可欠な在日米軍の日々の活動に密接に関わる事務であり、合衆国政府(在日米軍)と国(防衛施設庁)との間で締結された労務提供契約に基づき、国(防衛施設庁)長官によって代表される日本政府が責任をもって実施しているものである。当該事務の実施主体が民間企業となる場合、同契約の当事者である合衆国政府(在日米軍)が当該企業を国と同様に、労務管理等事務を実施する対等の立場の当事者として認識する必要があるが、この場合、当該企業が合併等により消滅する等の可能性も否定されないなど、当該事務の確実な実施が法的に担保されないこととなり、場合によっては、在日米軍の活動に重大な影響を及ぼすこととなる。なお、在日米軍は、機構が実施している当該事務は、本来的に政府が担うべき性質のものであり、機構の職員の場合は、高い水準の服務・倫理規定に裏付けられる国家公務員であることが在日米軍の利益に通じているとの見解を示している。また、駐留軍等労働者の勤務する在日米軍施設は、我が国と異なる労働環境下により、その労務管理等事務は、3つの労務提供契約により労務提供に関する具体的な条件が詳細に決められ、その職種も細分化(約1300種)されているなど、複雑かつ特殊である。加えて、当該事務は、長年にわたり国(防衛施設庁)と都県(機関委任事務、法定受託事務)とが一体となって実施してきたことであり、その間の駐留軍等労働者の人事措置に関する米側及び駐留軍等労働者双方からの要求等について、その制度双方と調整し処理してきたことを通じて形成された三者の信頼関係を基礎として、平成14年4月から機構が防衛施設庁と一体となって、継続的かつ確実に実施してきた。民間企業が直ちに滞りなく当該事務を実施することは困難と見料される。更に、我が国の有事の際には、在日米軍に対し緊急に労務の提供を行うこととなり、当該事務についても、在日米軍の所要に応じ迅速かつ柔軟に実施しなければならないことから、これを確実に担保できる体制を確保する必要がある。以上のことから、当該事務を民間開放すること及びこれにつながる市場化テストの対象とすることはできない。		zB060001	防衛庁	労務管理・給与・福利厚生に関する業務	5060	5060B002	1	民間企業	2	労務管理・給与・福利厚生に関する業務	駐留軍等労働者労務管理機構の業務を総合的に受託を希望	事業内容が民間企業でも十分に対応が可能	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	
該当法令無し	官房基幹業務については国において実施。	C	-	官房基幹業務については、現在「電子政府構築計画」に基づき経済産業省が取りまとめ省庁として府省共通システム開発の検討を行っているところであり、現時点において市場化テストを実施する段階にない。		zB060002	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を要する」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考えられる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考える。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考えられる。	性能発注方式による入札条件の設定サービスの質を評価する総合評価基準の採用リスクが適切に発注者・受託者に配分されること対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主団体	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
自衛隊法第29条、自衛隊地方連絡部の組織等に関する訓令第1条	防衛庁・自衛隊は、志願制の下、その時の社会経済情勢に大きく影響を受ける厳しい募集環境において高い人材を安定的に確保するため、募集対象者にとって身近感や利便性のある都道府県に定着した自衛隊広報体制を有する都道府県、市町村等の密接な協力を受けつつ、自衛隊地方連絡部を置き、自ら自衛官の募集業務及びこれに関連する広報業務に取り組んでいる。募集に当たっては、自衛隊の組織、制度や部隊活動等の現状を知り得る自衛官自身が自らの体験に基づいた説明を行うなどにより効果的な募集広報を実施し、所要の人材を確保している。また、自衛隊は、その在野の性格上、部隊の継続性を維持する観点から、若年定年制及び任期制といった特殊な制度を採用している。このため、一般の公務員に比べ若年で退職する自衛官の多くは、退職後の生活基盤の確保のため再就職を要している。これらの隊員に対して、国としてできる限りの就職支援施策を講ずることは、隊員の士気の鼓舞を図るばかりでなく、将来における優秀な職業の確保に寄与するとともに、国民的防衛基盤を再定することにつながるから、人事施策上の重要事項の一つとして位置付けている。他方、防衛庁には独自の職能紹介を行う権限が認められていないため、防衛隊員就職促進が、厚生労働大臣及び国土交通大臣の許可を得て、退職予定自衛官に対する無料職能紹介事業等を実施している。	C		募集業務は、国の防衛を担う人材を確保するものでも、民間委託の可否の検討結果に基づいて作成する必要がある1の民間委託可否表及び部内検討資料であり公にすることにより率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある2を除いて開示する。ただし、1の事業費用及び1の年間就職擁護者数及び企業数については、都道府県毎に積算されていないものがあること等から、都道府県毎の開示は困難である。また、1の年間採用予定自衛官個々の退職後の生活設計を左右するものであること等から、部外委託の実行可能性について慎重に検討する必要があるため、現在調査研究等を実施しており、民間企業の再就職支援能力を把握し、分析・評価したうえで部外委託の可能性を検討することとしている。	民間委託の可否の検討結果に基づいて作成する必要がある1の民間委託可否表及び部内検討資料であり公にすることにより率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある2を除いて開示する。ただし、1の事業費用及び1の年間就職擁護者数及び企業数については、都道府県毎に積算されていないものがあること等から、都道府県毎の開示は困難である。また、1の年間採用予定自衛官個々の退職後の生活設計を左右するものであること等から、部外委託の実行可能性について慎重に検討する必要があるため、現在調査研究等を実施しており、民間企業の再就職支援能力を把握し、分析・評価したうえで部外委託の可能性を検討することとしている。	zB060003	防衛庁	自衛隊後方支援事業	5065	5065B001	1	民間企業	1	自衛隊後方支援事業	自衛隊地方連絡部の運営業務	1- 自衛隊地方連絡部の運営業務	募集業務 援護業務 広報業務 その他総務及び連絡等の業務	公開を求める資料 以下のものは防衛秘にはあたらないものと考える。 1.自衛隊地方連絡部(出張所等すべて含む、各機種)の人員及び事業費用 地方連絡部業務内容(民間委託可否表) 人員数(防衛庁職員・自衛官、各部別別) 事業費用(募集・援護・広報・総務他) 年間採用者数(陸海空、学生他各機種等・性・学年別別) 年間就職擁護者数及び企業数 継続する予備自衛官等の人数 広報活動の実態 地方自治体の募集協力の実態 自衛隊協力会等の状況 募集相談等の状況 2.アットソーシングの部内検討資料(平成14年度) 米頭、高頭等におけるアットソーシングの状況(細部資料) 部内のアットソーシング検討資料(細部資料) 3.自衛隊就職擁護情報ネットワークシステムの実況、自衛隊就業協会、退職自衛官無料職能紹介協会の協力実績、人員数 その他事項 1.民がすることになった場合の防衛庁職員等及び自衛官の本事業への円滑な転職 2.入札する企業体は、人材派遣会社、警備関係会社現在予備自衛官を多く採用している企業など、また、防衛関連シブシブ、防衛関係会社、地元協力団体等のSPC会社が望ましいと思われる。 3.建物・施設の所有、維持管理に関する問題の解決・均一化処置
道路交通法、道路交通法施行令	自衛隊においては、陸海空自衛隊が管理運営する駐屯地等に設置された自動車教習施設において、教習指導員・検定官等の資格を持った自衛官による厳格な監督の下、教習を行うこと、教習の教習は、自衛隊の指導系統のもとで、一般的な車両の教習のみならず、自衛官としての基本動作等を含めた自衛隊の任務遂行に必要な装置(全輪駆動、管制灯火等)が付加されており、これらの取扱いについても自衛隊の教習施設における自衛官の教習指導員による教習が必要である。また、有事、災害救護等においては、緊急車両としての車両運用も、免許取得に合わせて緊急車両運転教育を実施している。また、自衛隊の大型車両は、自衛隊特有の装置(全輪駆動、管制灯火等)が付加されており、これらの取扱いについても自衛隊の教習施設における自衛官の教習指導員による教習が必要である。また、有事、災害救護等においては、緊急車両としての車両運用も、免許取得に合わせて緊急車両運転教育を実施している。また、自衛隊の大型車両は、自衛隊特有の装置(全輪駆動、管制灯火等)が付加されており、これらの取扱いについても自衛隊の教習施設における自衛官の教習指導員による教習が必要である。また、有事、災害救護等においては、緊急車両としての車両運用も、免許取得に合わせて緊急車両運転教育を実施している。	C		退職する自衛官の再就職にも活用しうる指導員等の公的資格を維持するためには、教習業務への従事と道路関係講習の受講が義務づけられていることから継続的に教習に関与することが不可欠である。また、現在、指導員等の資格をもって指導にあたる自衛官は、所属部隊等においても隊員個々の操縦訓練等の指導を実施しており、その指導能力の高さから、部隊の交通安全施策に多大な貢献をしている。したがって、指導員等の資格を有し、かつ指導能力の高い自衛官を継続して養成していくことが、部隊の交通安全施策の充実及び隊員の操縦経験向上のためには有効であり、教官として自衛官が教習に関与していくことが必要である。前述のように、自衛隊教習施設における教習は、指揮系統に基づいた厳格な指導が基本であり、双方が現職自衛官であるからこそ実施可能である。また、任務の遂行に不可欠な年齢特例の維持及び指導員等の資格をもつ自衛官の確保が具体的に保証されない限り、本事業は市場化テストの対象とすることは適当ではないと考えている。	現在各駐屯地等にある自動車教習施設を民間に貸し出し、運営を民で行うことは可能である。前回の回答において「自衛隊においては、陸海空自衛隊が管理運営する部隊等に設置された自動車教習施設において自衛官の教習指導員による厳格な監督の下、教習を行っており、教習の教官は、自衛隊の指揮系統のもとで、一般的な車両の教習のみならず、自衛官としての基本動作等を含めた自衛隊の任務遂行に必要な装置(全輪駆動、管制灯火等)が付加されており、これらの取扱いについても自衛隊の教習施設における自衛官の教習指導員による教習が必要である。」とあるが、特殊性がある教育時間(検定)である、またその教育も退職自衛官であればそれは可能で、元自衛官等の一定の基準さえ設ければ全く問題ない。前回の回答において「民間で大型免許を取得する場合は、普通自動車免許取得後2年以上の経験が必要であることに対し、自衛隊の場合は、その任務の特殊性から道路交通法及び同法施行令に基づき、19歳で直接大型免許を取得できる特例を有している。車両化が進んでいる自衛隊において所要の車両操縦士を確保することは極めて重要であり、新隊員を早期に車両操縦士として戦力発揮させるために本特例は必要不可欠である。また、この特例は、公安委員会から認定を受けた自衛隊の自動車教習施設において教習を受けた自衛官のみ適用されるものであり、民間の教習所においてはこの特例は適用されない。よって、前項同様、一定の基準さえ設ければ全く問題ない。	zB060004	防衛庁	自衛隊後方支援事業	5065	5065B002	1	民間企業	2	自衛隊後方支援事業	自衛隊自動車教習所の運営	1- 自衛隊自動車教習所の運営	公開を求める資料 自衛隊自動車教習所の教育状況、教育時間(各部隊毎)及び事業費用(各部隊毎)及び臨時勤務を含む) 教官等人員(臨時勤務を含む) 免許資格取得者の年間人数、季節の変動状況 その他事項 1.民がすることになった場合の防衛庁職員等及び自衛官の本事業への円滑な転職 2.入札する企業体は、自動車教習所その他、現在予備自衛官を多く採用している企業、また地元協力団体等のSPC会社が望ましいと思われる。 3.建物・施設の所有、維持管理に関する問題の解決・均一化処置	
該当法令無し	自衛隊は、有事に対応し、我が国の平和と独立を守り国の安全を保つことを主たる任務としている組織である。このような自衛隊の任務を遂行するためには、装備品等の維持・修理を所要に応じ確実に行うことが必要であり、自衛隊の保有する防衛戦闘車両の維持・整備についても、例えば有事において戦闘を継続するため、間断のない整備が必要とされることから、自隊の保有する防衛専用車両を自ら整備できる自己完結能力を有することとしている。他方、保有する車両を自ら整備できる自己完結能力を保持する必要がなく、非効率となる場合においては、既に車両整備の民間委託を実施している。	C(自隊における整備が不可欠な装備品について外部委託)		有事がその性質上、戦闘行為が行われる蓋然性が高い事態であることからすれば、そのような事態において、民間事業者による役割の提供を常に期待し得るものではないと考える。このため、平素から、車両の点検・整備等は、各部隊で実施することが必須であり、全ての車両整備の民間への委託は適当ではないと考える。なお、要望理由として指摘のあった各事項については次のとおり。「陸自鳥松車両整備工場へのPF1導入可能性調査業務」報告書では、官民共同でPF1がないという検討結果が得られている。有事における民間からの協力は個別具体的に必要に応じて実施されるものと考えられ、平時における継続的な契約と同一に論じられるものではないと考える。例えば、陸上自衛隊においては、自衛官としての能力向上の訓練、野外における整備能力向上のための訓練、整備工場でのOJTによる車両整備技術の習得など各場面を通して必要な能力の維持・向上を図っている。	調査を求められた事項については必要とする事項は相当の調査が必要であり、かつその一部については自衛隊の能力を推定される恐れがあるため公開できない。	zB060005	防衛庁	自衛隊後方支援事業	5065	5065B003	1	民間企業	3	自衛隊後方支援事業	自動車整備工場の運営	1- 自動車整備工場の運営	公開を求める資料 整備工場の稼働状況(各部隊毎)及び事業費用 整備等人員(臨時勤務を含む) 年間整備車両両数(車検、修理、季節による変動) その他事項 1.民がすることになった場合の防衛庁職員等及び自衛官の本事業への円滑な転職 2.入札する企業体は、自動車整備会社は、自動車整備会社は、現在予備自衛官を多く採用している企業、また地元協力団体等のSPC会社が望ましいと思われる。 3.建物・施設の所有、維持管理に関する問題の解決・均一化処置 4.民間車両の併設整備	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
[自衛隊病院] 自衛隊法、自衛隊法施行令、[防衛医科大学] 防衛医科大学校病院法、防衛医科大学校病院設置法、防衛医科大学校の編制等に関する内閣府令	[自衛隊病院] 自衛隊病院は有事の際に負傷した自衛官の治療のために存在するとともに、医官の教育のために存在。[防衛医科大学校病院] 防衛医科大学校病院は、大学の医学科学生、5、6学年、高等看護学院生、さらに既に任官されている自衛隊医官及び研究科学生らに対し、臨床に関する教育訓練を実施している施設。	[自衛隊病院] c [防衛医科大学校病院] c	-	[自衛隊病院] 市場化にならない。 [防衛医科大学校病院] 医学教育の性格上、大学校と病院とは一体不可分の関係にあるため、市場化テストの対象とするとは適当でないと考えている。	[自衛隊病院] 購入医療機器等については一般競争入札を実施。部外委託等によりコスト削減が見込まれるものについては既に実施。	zB060006	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト	5068	5068B010	1個人		10	行政機関運営病院の市場化テスト	(独)国立病院機構が所管する国立病院、特殊法人・独立行政法人が経営する病院、地方自治体が経営している病院等、行政機関が所管・経営する病院の市場化テスト	現在、行政機関は病院を所管・経営しているが、民間法人によっても経営されているため	行政機関が所管・経営する病院に対して、市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベルの向上が図られるものと期待される	
該当法令無し	「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)の別紙2「関係府省に共通する行政効率化の主要な取組 1 公用車の効率化」の中で、「運転業務の民間委託等により、経費の削減を図る」と規定。	d	-	「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)の別紙2「関係府省に共通する行政効率化の主要な取組 1 公用車の効率化」の中で、「運転業務の民間委託等により、経費の削減を図る」と規定。それにより対応可能。(国の職員運転手の雇用問題に留意が必要となり、退職時期にあわせて民間委託に移行)		zB060007	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1個人		7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わることはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考えにくい。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	
会計法等(バックオフィス系業務の業務範囲等の照会に回答が得られないため、対象業務を把握できず、該当法令等の把握も困難)	バックオフィス系業務の業務範囲等の照会に回答が得られないため、対象業務を把握できず、回答困難	c	-	バックオフィス系業務の業務範囲等について当庁から市場化テスト推進室に照会したところ、提案者から回答が得られないことあり、このため、「民間委託又は市場化テストを実施」。又は「実施を検討」と回答することは困難である。なお、当庁の現在の取組は以下のとおり。 財務・経理については、会計法令等により国の職員を充てねばならないと理解しており、該当法令の所管省庁ではない本庁としては、判断する立場にないものとする。 防衛庁では庁独自の業務(自衛官の人事、装備品の調達等)の業務量が多く、これを除いた他省庁との共通的な内部管理業務(人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務)については、「電子政府構築計画」等に基づき、新システムへの移行及びそれに伴う業務改革により、4割以上の効率性の向上。当該業務に係る定員の3割以上の削減を行うべく(現在取組中である。その一方、電子化等による合理化が実施しがたい業務については、民間への部外委託を既に実施中である。(情報システムの維持管理、広報業務の一部等)		zB060008	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1個人		9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1. コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2. 人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3. 業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
該当法令無し	自衛隊は、その任務の性格上、部隊の精強性を維持する観点から、若年定年制及び任期制という特殊な制度を採っている。このため、一般の公務員に比べ若年で退職する自衛官の多くは、退職後の生活基盤の確保のため再就職を必要としている。これらの隊員に対して、国としてできる限りの就職支援施策を講ずることは、隊員の士気の高揚を図るばかりでなく、将来における優秀な隊員の確保に寄与するとともに、国民的防衛基盤を育成することにつながることから、人事施策上の最重要事項の一つとして位置付けている。他方、防衛庁には独自に職業紹介を行う権限が認められていないため、(財)自衛隊支援協議会が、厚生労働大臣及び国土交通大臣の許可を得て、退職予定自衛官に対する無料職業紹介事業等を実施している。	c	-	支援業務については、退職予定自衛官個々人の退職後の生活設計を左右するものであること等から、部外委託の実行可能性について慎重に検討する必要があるため、現在調査研究等を実施しており、民間企業の再就職支援能力を把握し、分析・評価したうえで部外委託の可能性を検討することとしている。	防衛庁として実施している就職支援策に係る詳細な内容については開示。ただし、労力、人材という観点のデータは集計していないことから開示は困難。	2B060009	防衛庁	退職自衛官に対する再就職支援	5086	5086B006	1	グッドウィル・グループ ヒュー・マネジメント・ジャパン(株)	6	退職自衛官に対する再就職支援	既に一部で民間会社によるトライアルを実施しており、民間開放を提案中。 提案業務 調査票作成以降の再就職支援業務	提案理由 当社全国拠点を再就職支援拠点として有効利用	1. 競争条件 コスト面等だけでなく、サービスの内容についても競争条件に織り込んで頂きたい。 2. 理由 再就職支援事業においては、より良いサービスを提供することが最大の使命であるため。	防衛庁殿が行っている詳細の再就職支援業務内容とそれにかかる労力、人材(但し、当社としては、参画している、「退職自衛官再就職支援協議会」等を通じて情報入手済み)
該当法令無し		e	-	コピー・印刷の所要については、その多くが、政策立案の過程で作成される資料等であり、担当課等の内部で、担当職員がそのコピー等も含め管理することが求められるものである。また、一括して大量に作成すべきパンフレット等は既に部外委託を実施しており、コピー・印刷を行うサービスセンターを庁内に設置する必要性は低い。また、広大な敷地に複数の庁舎が存在する防衛庁・自衛隊の現状を考えると、依頼業務の所要が生じるたびに職員が敷地内に設けたサービスセンターに移動せねばならず、業務遂行上著しく非効率である。このため、現状の部外委託の形態を維持することがより適切と考える。		2B060010	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当該業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。(理由:内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)
会計法第2条及び第7条	病院の会計窓口において現金により徴収	c	-	国の歳入については、収納に関する手続等が会計法第2条及び第7条に規定されている。病院におけるクレジットカード決済の導入については、該当法令の手当が必要となるが、所管省庁ではない当庁としては法律上の手当について判断する立場にない。		2B060011	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	5103	5103B007	1	株式会社オーエムシーカード	7	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	国公立の病院、介護料金の一時的高額負担を緩和し、消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の導入	一時的な高額負担に対する消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の活用したい		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
該当法令無し	・自衛隊機に対して実施される計画整備は、一部の例外を除き、飛行前後点検、定期検査、航空機機体定期修理に大別される。これらの整備については、一部を除き、定期検査は部隊で、定期修理は修理会社に外注して実施している。 ・また、民間機ベースの航空機の維持部品については、航空機製造企業等と部品在庫を共有し、在庫管理費の最小化等を図る方式を一部の機体については既に導入しており、他の機体への本方式の適用を検討中。	e	[機体の重整備] [日常整備業務] c [部品供給] e	・機体の重整備:既に民間企業が実施している。 ・日常整備業務:可動率の確保及び故障発生時(計画外整備)の対応のため、所要の整備能力を、各部隊の母基地に確保する必要がある。 ・部品供給:既に民間企業と部品在庫を供給し合う方式を導入しつつある。		zB060012	防衛庁	防衛庁が所有する民間機ベース機体の整備及び部品供給事業	5118	5118B002	1	民間企業	2	防衛庁が所有する民間機ベース機体の整備及び部品供給事業	防衛庁が所有する民間機ベース機体の整備及び部品供給事業	現在防衛庁が所有する民間機ベースの機体(カルフストリーム社、ボーイング社等)の整備・及び部品供給事業を民間にいたくすることにより、下記メリットが得られると考えられる。 1.効率性 他の国内/国外の同種類の機体と合わせて整備及び部品の供給を行うことによりスケールメリットを活かしたコスト削減が得られる。 2.在庫管理 在庫管理機能を民間に委託することにより、直接・間接の両社でコスト削減が得られる。	1.民間機ベース機体の重整備及び日常整備業務 2.部品在庫及び供給業務	1.現状整備及び部品調達/在庫業務に当てられている国家予算の内容と具体的な数字が明らかになること。 2.現在の整備及び部品調達/在庫業務に關わる全ての諸経費とそれに従事する職員数、また雇用形態に關わる情報が開示されること。
該当法令無し	・自衛隊が新たに航空機を取得するにあたって、リースにより取得することを制限する制度はない。	e	-	規制していない。		zB060013	防衛庁	機体リース業務	5118	5118B003	1	民間企業	3	機体リース業務	防衛庁が今後購入する機体リース業務及び既存所有機体のリース業務	現在、及び今後防衛庁が所有する機体について、民間企業にリース業務を委託することにより、下記メリットが得られると考えられる。 1.費用が平準化されることにより、予算計画がより把握しやすくなる。 2.単年度での突出した支出が減り、他の案件へ予算を有効に活用できる。	1.新規機体のリース業務 2.既存機体の購入及びリースバック業務	1.現状の機体購入に当てられている国家予算の内容と具体的な数字が明らかになること。
給食の実施に関する訓令	自衛隊の部隊等による給食業務は、部隊運営の必要から、給食計画をはじめ、栄養管理、調理、食堂その他器材等の管理、及び会計事務等を隊員により行っている	c	-	自衛隊の各駐屯地等の単位で給食実施機関を定め、陸上勤務、海上勤務、演習・訓練、災害派遣等、自衛隊が行うそれぞれの任務に対応するため、そもそも自己完結的に自ら食事を整えることが必要とされていることから、原則困難、しかしながら、必ずしも調理の過程の全てを隊員自ら行わなくても良い場合(調理補助)については、アウトソーシングにより、段階的に民間委託を実施する方向で検討中。		zB060014	防衛庁	自衛隊が運営する隊員食堂の外部委託	5123	5123B001	1	日本ニュービジネス協議会連合会	1	自衛隊が運営する隊員食堂の外部委託	全国各地の自衛隊基地内の隊員食堂で行われている給食業務の民間事業者への包括委託	現在約23万9千人の自衛官が、全国各地の基地内施設で朝、昼、晩の給食を受けているが、その訓練任務の特殊性から隊員食堂の運営は、業務隊と呼ばれる自衛官によって行われている。一食当たりの給食予算は決まっているものの、食堂施設建設費はもちろんだが、光熱費など所要経費はすべて国費で賄われている(国有地のため地代は無料)。情報開示がないためコスト比較は困難だが、民間に比べ隊員食堂のコストは極めて高い水準になっていると見られる。国防総局は自己完結が建前とはいえず、すべての隊員食堂を自衛隊自ら運営する必要はなく、外部委託が適当なケースが少なくない。民間/ノウハウを導入することで効率化とサービス向上が図られるだけでなく、人員・経費の削減効果によって、貴重な国防予算をより喫緊の防衛課題に振り向けることが可能となる。	本部から全国各地の基地に到るまでの給食業務の民間事業者への外部委託	